

技術革新と零細企業

山崎 昌甫

一 はじめに

新聞、週刊紙そして雑誌などで中小企業の倒産が報道されている。戦後の中小企業の性格は、戦前のそれと違ってきている。その性格の変質は、いうまでもなく技術革新に原因の一端を求めることが出来る。しかし技術革新を生み出した動因は何だろうか？ を追究していくとき、戦後の中小企業の性格を表現させたもの、さらに中小企業を倒産に導いたものが何であるかを明らかにすることが出来る。

現在の中小企業倒産の理由を技術革新とそれを遂行しえない中小企業の経営状態に求めるだけでは、問題の本質を明らかにすることが出来ないばかりか、それは誤謬であるとい

えよう。いかえれば、中小企業の問題が戦前には経営経済的な側面からのアプローチに終っていたが、現在では経済構造の問題としてとりあげざるをえないという段階にきているというのである。それは産業の二重構造といわれている次元の問題と同じであるといえ、これを静態的に眺めると、中小企業に働く人々、そしてやがて中小企業で働かざるをえない多くの子どもたちに視点をすえて考えるのでは、分析の仕方は白ずと違つてこざるをえない。学校卒業後の人間形成の場としての中小企業、中小企業は労働者段階の形成にどのような役割を演ずるのか、それが此処での中心テーマとなる。技術革新そのものの、中小企業の問題それ自身についての論及は多くの優れた専門書や論文にゆずらざるを

えない。

二 零細企業ないし中小企業の問題

昭和三八年の中小企業白書によると、「従業員四人以下を零細企業としてその企業数をみると、三五年において全産業で二四五万、製造業で一四四万、サービス業で三五万の多数にのぼっている」(22頁)、とある。つまり編集部から与えられた「技術革新と零細企業」というテーマの零細企業というのは従業員四人以下の企業ということになる。ところで昨年七月国会で成立した「中小企業基本法」によると、中小企業者とは、製造業・鉱業・運送業等で資本金五、〇〇〇万円以下の会社ならびに従業員三〇〇人以下の会社および個人、商業・サービス業では資本金一、〇〇〇万円以下の会社ならびに従業員五〇人以下の会社および個人である、中小企業者の範囲が定められている。しかしここでは、従業員四人以下の企業の問題を扱った資料の入手が困難なこと、技術革新という問題の性格から、企業規模を必ずしも前者の規定によらないで、後者の範囲の中に位置つけて分析を進めていくことにする。つまり、中小零細企業という、経済学ではあるいは許されない概念で

第1表 日本・アメリカ・西ドイツの1~99人の工場規模の比較

	工場数	従業者数
日本(1960)	476634-97.9%	4449千人-54.5%
米國(1955)	255684-90.3%	4181千人-25.6%
西独(1961)	80134-85.8%	1550千人-20.3%

第2表 賃金格差と付加価値の比較

	賃金格差			1人当り付加価値		
	日本(1952)	英国(1949)	米國(1947)	日本(1952)	英国(1949)	米國(1947)
1~3人	-	-	65.3	-	-	107.9
4~9	39.2	-	72.8	30.2	-	89.6
10~19	45.5	83.9	78.7	36.2	90.0	89.0
20~49	52.5	83.4	84.4	45.4	92.2	93.3
50~99	60.4	83.7	85.6	58.5	93.8	97.2
100~	100	100	100	100	100	100

問題を考えていくことにしたい。
第一表でみるように、中小零細企業が存在は、日本だけの問題ではない。たしかに全従業者の半数が中小零細企業の下層部分に停留していることは特異な現象である。しかし九〇%内外がこの部分に属するということでは共通の問題があるといつてよいだろう。だが第二表の賃金格差、一人当り附加価値の格差

を英米と比較したばあい、その差の著しいのに驚く。この数字は少し古いが、三八年度の中小企業白書でも、「製造業においては、一、〇〇〇人以上の工場の三六六年従業員一人あたり付加価値額一四九万円に対し、一〇〇〇~二九九人の工場では約半分の七六万円(一〇〇〇人以上に対し五一%)、四~九人の工場ではさらにその半分の三四万円(同二三%)

という大きな格差が存在している」ことを明らかにしている。また賃金格差も一〇〇〇人以上を一〇〇としたばあい、三六年では、四~九人で三七%、一〇~二九人で、四八%、三〇~九九人の規模の企業では五七%という状態であるから、第二表と本質的には変わらないとみてよいだろう。
つまり、中小零細企業では、いぜんとして、低い技術設備の下に低賃金労働力を集約的に使用した生産がおこなわれている、というようにいつてさしつかえない。

この技術設備についてさらに詳細に見てみよう。三〇年二月の工業統計調査に付帯しておこなわれた「中小企業機械設備調査報告」をもとにして零細中小企業での問題を整理すると、次のようにいふことができる。
多種小量生産の典型である雑貨品製造は、いわば中小企業の花形産業といえる。この部門では設備らしい設備はもたず、もっぱら手作業に依存する部分が多く、此処では日本人の手先の器用さと永年の経験が大きな支えとなつて外貨を獲得している。機械および金属製品工業のような部門でも、技術設備はひどく陳腐老朽化したものが多い、機械設備はある程度の改良が加えられたといつても、いぜ

んとして町工場のレベルを脱脚していない。ミシン、自転車部品製造部門でも、生産工程は分化し、単純化され、規格の統一が進んで互換性のある部品の製造がかなり進んでいる。とはいもの、精密機械のような精度を必要とするわけではないので、零細企業では治具の改善によって設備の劣弱さを補って中大企業に対抗している。金属製品工業では、大部分が手動操作の多い段車式ミリングが機械加工の中心をなしており、手仕上げによる完成に頼っている状態である。

大企業の下請をおこなうばあいでも、零細小企業では、機械体系は旋盤、ラジャー・ボール盤が主力で、フライス盤がこれを補助するといった具合で、研磨盤その他の精密工作機械は余り使われていない。旋盤も殆んどが古いタイプの汎用機で、自動旋盤や做旋盤のような新しい型のものは殆んど見られない。ラジャー・ボール盤にしても多軸ボール盤や定寸装置のあるものは採用されておらず、しかも大部分が中古品で老朽化したものの比率が高い。ミシン、自動車部品付属品製造といふかなりの高い精度が要求される部門の機械設備の老朽化状況を、自転車・リヤカー製造工業と比較したのを見てみよう(第

第3表 機械工業の各種工具保有年数

	10年未満	10~19年	20年以上	計
ミシン				
旋盤	32.7	60.6	6.7	100.0
ボール盤	59.8	37.0	3.2	100.0
フライス盤	28.3	58.4	13.3	100.0
研磨盤	47.0	50.0	3.0	100.0
自動車部品・附属品				
機械プレス	49.9	45.1	5.0	100.0
旋盤	30.4	61.3	8.3	100.0
ボール盤	51.7	43.0	5.3	100.0
フライス盤	31.0	62.3	6.7	100.0
研磨盤	39.4	55.7	4.9	100.0
自転車・リヤカー				
機械プレス	51.7	39.6	8.7	100.0
旋盤	34.3	56.6	9.1	100.0
ボール盤	54.9	41.2	4.9	100.0

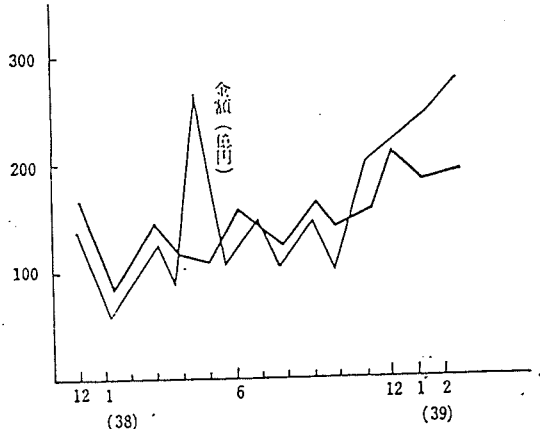
三表) 「機械工業の旋盤、ボール盤、フライス盤、研盤等いずれも過半の保有年数が一〇年乃至一五年の経過年数をもっていること、又各業種を通じてその主要機械が概して一五年前後の経過年数の機械を多く保有していることが明らかにされている」(前掲「報告」より)。このような技術装備つまり機械体系の下で陶治される労働力の特徴は、まず第一に、高

機械使用の比率が高い機械あるいは金属製品工業になると、婦人年少労働力の使用が多くなり、年齢構成は中大企業と変りがない。

そして第二に、職人的技能が有効性をもっているところでは、徒弟制的な労働力陶冶様式が残存しており、労使関係こそは近代的な様相をもつてはいない、いざんとして見習徒弟の修業という形がみられる。このことは、雑貨、民芸品、日用品製造部門のような景気や季節変動が激しく、したがって労働条件が不安定劣悪なことから、第三の特徴として、労働力の浮動性が高いということが指摘される。とくに男子労働者のそれは女子の転職回数よりも多い。

ところが、最近の傾向でとくに注目し得ることは、輸北向雑貨製造部門が、香港、フィリピン、台湾、インドなどの国々の同部門の進出によって、国外市場におけるシェアの徐々に狭小化されつつあるということである。さらに欧米諸国が輸入制限をいざんとしておこなっており、そのうえ、国内での労働力不足、賃金の上昇傾向に大きく影響されて、輸出雑貨工業における危機は相当に深刻になってきている。従来、雑貨部門は自由化や開放体制には「強い」といわれていた。し

かし現実はいかに否定的な方向に迫りやってくる。はじめに、職前の中小企業問題は経営経済的な観点から扱われていた、といった。それは輸出雑貨部門に典型的に見られる、植民地諸国への輸出、つまり横への発展で危機をある程度回避できた。しかし現在はそれすら阻止されようとしている。まさに中小企業全体の持つ矛盾を国内で、大企業のもつ問題との



対立関係で解決していかねばならなくなってきた。中小企業対策が経済構造的な問題だといわれるゆえである。

この傾向をもっとも如実に示すのが、最近の企業倒産状況と負債額の推移である(第一図)。これを見ると、「…開放体制のすすむ中で親企業が系列中小企業の選別をますます強化し、遅れた企業を系列外に放りだすような手段、つまり下請再編成に着手している。昨年から今年にかけての倒産には、過剰生産という理由以外に、この親企業の「切り捨て倒産」がめだっていること…また…昨年の年初は景気回復期といわれたにもかかわらず倒産はかなり多く、そのまま激化の様相をみせながら今年に入っている」(経済評論六四年四月P.二〇、中山金治「現段階の中小企業と階層分化」)ことである。三八年一〇月宮沢経済企画庁長官が、「所得倍増計画は従来の大企業中心の『第一ラウンド』から農業中小企業の近代化を重点的に進める『第二ラウンド』にはいった」として、総選挙をひかえて「新産業秩序づくり」という所得倍増計画の一手おしの必要を強調した。ところが、三九年度の経済白書では、「開放体制の下では生産性の低い産業をそのままの形でこす

ことはできない。過渡期に摩擦がおきないよう十分な対策を行なうと共に、労働の余裕がなくなり、賃金水準や所得水準が高まった状態のもとで成り立つよう農業も中小企業も体質をかえてゆかなくてはならない」というように変わってきている。これはどういふことなのだろうか？「エコノミスト十一」月一七日号で小林義雄氏は、「財界トップの率直な発言」を問題にして、「石坂経団連会長の、高度成長のヒズミなどは騒ぎだてるほどの問題ではない、ヒズミのない経済発展はあり得ない、という意見と見解を初めとして、宇佐美三菱銀行頭取の、政府は重化学工業強化のための政策を忘れ、圧力団体の突きあげが強い農業問題や中小企業問題を重視し過ぎていて、政府は重化学工業の強化・拡充にもっと真剣に取り組み、重化学工業にもっと金を出せ」という意見などが盛んに述べられている。

……このような財界の中心人物の発言の前には、これからは中小企業や農業に政策の重点を置くとする倍増計画の第二ラウンド説や、同じく中小企業や農業など低生産性部門を（全般的に）近代化するというような見解が、如何にも現実性のない空言といった感じを深めるようになってくる。……極端にいえば、

三 技術革新の指向するもの

現在進行しつつある技術革新を、第二次な第三次産業革命と規定しているのは衆知のことである。ここではそれが第二次なのか第三次なのかは問題ではない。進行中の技術革新の指向するもの

「重化学工業の強化、拡充」こそ問題の技術革新の実体なのである。独占資本によって強行されてきた技術革新が、中小企業を窮地にいまやさらに死地に赴かしめるものなのである。われわれはこのような意味から技術革新の本質を、次に検討してみることにしよう。

うことになる。

定されて展開するのである。つまり、利潤の追求を根本動機とする資本主義社会の生産技術の変革は技術革新が問題なのである。実験室や研究所の内部では、常に新技術の開発がおこなわれ、その能率と生産性の向上が科学的に確められている。しかしそれは必ずしも現実の生産技術として、まして産業を変貌させるものとして評価されるとは限らない、採算、つまり利潤の増大が約束されるばあいから始めてそれは生産技術として目の目をみるのである。産業革命ということになれば、それは資本家階級にとつての剰余価値創出にとつての革命でなければならぬのである。第一次産業革命は、ただ機械の発明・発達だけのことではない。それが典型的には、婦人年少労働の酷薄非道な使用による資本の原始的蓄積を強行する最も重要な手段になりえたからである。とすれば、現在の技術革新が第二次産業革命といわれるゆえんは、オートメーション機構の導入が、資本家階級にとつて最大限利潤の獲得を可能にするということではなれない。このことは社会主義社会でのオートメーション機構の導入とその影響・結果と比較すれば明らかになることである。まさに「オートメーションは激か味方か」とい

ところで、最大限利潤の獲得が独占資本をして技術革新をひきおこし、さらにそれを強行せざるをえない原因について、いまだし詳細に分析していくことにしよう。この問題は二つの角度からとらえることができる。まず第一に、第二次世界大戦後の国際内状況の変化をあげなければならぬ。それは一つは、社会主義勢力圏の拡大、そして逆にいえば資本主義経済圏の縮小、とくに資本主義市場の狭小化とそこでの各国独占資本相互の競争の激化ということ。もう一つは、このような国際状況の変化とそれの反映としての労働階級の閉結の強化ということである。なかんずく、敗戦国日本の独占資本にとつて、中国の社会主義化と労働組合の強大化は大きな問題であった。前者の条件はアメリカ独占資本主義への従属を余儀なくし、後者は日本独占資本をして、前者とのかかわりもあって、いよいよ従属を深めざるをえなくさせた。この傾向は朝鮮戦争を通して日本独占資本主義が再編成を進めるなかで、技術革新を生産ないし産業の合理化の強力な手段として導入したということに、特別の性格を与えた。

第二は、独占資本による最大限利潤の獲得

革新が産業革命であるとされるのは何故なのか？ ということである。核エネルギー利用の問題、電子工学、高分子化学の飛躍的な発展は、たしかに画期的なものである。例えば原子力発電、石油化学に典型的にみられる高分子化学工業の発展は、電子工業の進展と関連しつつ、いわゆるオートメーション機構を中軸にして、生産技術に革命をもたらした。しかしこの限りでは、技術の革命に過ぎない。そして技術の革命は技術の法則に従って進行するだけである。はじめに現在の技術革新が第二次産業革命か第三次産業革命なのかは問題でないといった。それは以前、電気の見解とそれともなう生産技術の発展を第二次産業革命と規定したが、いわゆるオートメーション化ということに免責される現在の生産技術の変革と比較すれば、現在の状態をこそ第二次産業革命といふべきだ、ということだからである。だが、新技術の出現による生産技術の革命のみであれば、それは技術の法則の適用の範囲内のことである。しかし、産業革命というとき、それは生産技術だけではなくして、産業のしたがって社会の変革であり革命なのである。それは社会法則に従って進行する。生産技術の変革は、社会法則に規

は、平均利潤および超過利潤の収奪とは違つて、生産過程での剰余価値の創出は勿論、経済ないし財政政策を通して、つまり大企業に対する助成金、補助金などのいわゆる財政投資、軍費の支出、大衆課税の強化、増税インフレによる実質賃金の低下などによって、労働者、農民そして中小零細資本家などの全社会階級から価値の収奪をおこなう、ということである。2でとりあげた財界トップの率直な発言、そして中小企業の整理・淘汰対策は、この独占資本の最大限利潤の獲得動機を原動力として展開する資本主義の独占段階にあっては、当然のことといわなければならないのだから。いわば、最大限利潤の獲得ということとは、資本主義の独占段階における社会法則なのである。したがって、第一、第二の観点を統一して考えれば、現在の技術革新はアメリカおよび日本の独占資本による二重の大衆収奪の手段なのだといふことがいえる。そしてそれは何時の時代、どこのもそれが資本主義社会である限り、生産の合理化、生産性の向上という美辞麗句によって粉飾されるのが通例である。今の日本ではそれが「国民所得倍増計画」と呼ばれ、「寛容と忍耐」とか「寛容と調和」とかという言葉で

それが強制されるのである。

四再び零細小企業の問題について

二でもとりあげた「エコノミスト」十一月十七日号に、「中小企業経営者は訴える」という座談会記事がある。S氏、I氏という中小企業の経営者が中小企業の倒産と近代化という問題をめぐって発言している。ここでは始めに労使関係について、両氏の発言をピックアップして検討してみよう。

S氏「私のほうの組合は全金属に所属しているが、中小企業も大企業も同じように組合側から要求が出てくる。現に私のところでも、土曜半日の要求が組合から出てくる。…これについても、やはり限度というものを労働者側も考えて欲しいと思う。…(中小企業は)…組織で仕事をするんではなくて、人で仕事するという、町工場の要素は抜くことができない」(P22)。

I氏「私にいわせると求人対策としての職安のあり方があれでいいのかということ。職安は千編一律で、中小企業とか、経営者の立場でやってくれない。…昔あった口入れ屋というところまでいかなくとも各市町村あたりで就職対策として民間人の適当な団体を

作ってほしい。いまのような官製職業紹介所では、これだけ人間がふくらんできたところではむりではないかと思う」(P26)と。

一体、やがて就職する子どもの教育を担当するわれわれとしては、この発言をどう考えるべきなのだろうか。また大企業と中小企業との関係について次のようにいっている。

I氏「日本でもトップクラスの軽電機工業の某社の下請をやると、会社がつぶれるというジンクスがある。これは、納めた品物の、値段を五割引けば現金でやる。七割引けば現金でくれるということ、もともとが安い単価で下請させておいて、現金化するにはさらに値引きさせるのです。現金が欲しいからだんだんじり貧になっていく。…」(P25)

I氏「しかし、中小企業をこんな状態で推移させて、無力化し下請化してしまう日本の姿を考えてみると、ほんとうは心配です。中小企業を健全な姿で育てていかないと、大本とその使用者という二つに分れてしまい、非常に不安定になっていきますよ」(P28)

S氏「…政府野党も含め、中小企業の将来に対するビジョンをもたないということだ、年末になると資金をどうするか、団地を作るとか、その場かぎりのものだけで、日

本の中小企業をどうするかという観点からの問題が出てこない」(P27)と。

中小企業経営者の労使関係についての考え方の前近代性を指摘し、批判することはたやすい。しかし、そのような立場をとらせているのは、最先端をいく大企業の企業意志なのであり、それに支えられている政治意図なのである。すでに検討したように、実質的には大企業との賃金格差が大きいにもかかわらず平均化する傾向をもち、業種の選定も多種小量生産という条件以外に可能性が少ないとすれば、近代的な設備を導入し、多量生産を意図することそれ自身が矛盾している。しかも投融資にも期待がもてない零細小企業の生きる道は一体どこにあるのだろうか。教育として、子どもたちに正当な権利の主張を、学校教育を一貫する重要な指導目標におくとすれば、労働者としての正当の権利を主張すると同時に、彼自身が、中小零細経営者と共に強大な政治勢力として結果することを理解させ、実践できるように指導する以外に道はないのではあるまいか。

(東京国立音大)